



紫陽花

W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

6月

(水無月) JUNE

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

6月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
6月30日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税・都民税
及び市町村民税・特別区民
税の納付(第1期分)
市区町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届(市区町村
役場から通知が届いた場合)
6月30日</p> |
|---|--|

ワンポイント 租税特別措置

特定の政策目的を実現するため、対象者や期間を限定して設けられる税負担の軽減措置が「租税特別措置」です。中小法人に対する法人税率の軽減措置など適用件数の多い措置もある一方、なかには政策効果が低いものもあり、内閣官房の租税特別措置・補助金見直し担当室で、適正化に向けた議論が行われています。

各種控除の条件となる

合計所得金額とは？

配偶者控除や扶養控除などを適用する際は、納税者本人や対象となる親族の「合計所得金額」により控除適用の可否が判断されます。

本号では、合計所得金額の範囲や、合計所得金額が判定に用いられる主な控除、そして計算にあたり特に注意が必要な所得を見ていきます。

合計所得金額の範囲

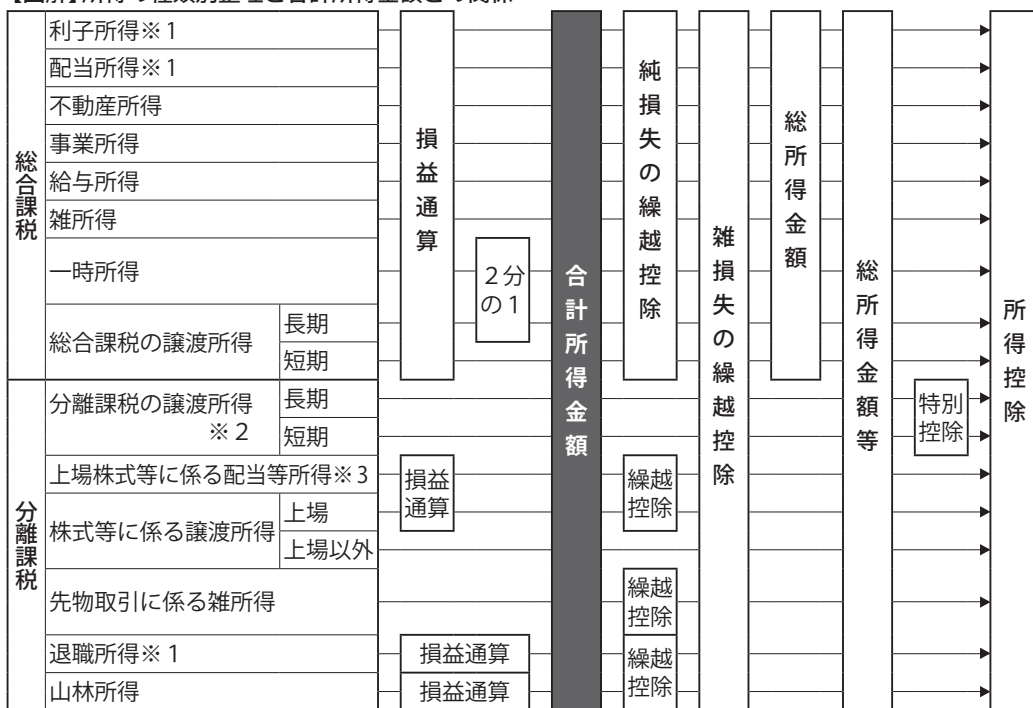
所得はその性質によって10種類に分かれ、それぞれ収入や必要経費の範囲、所得の計算方法などが定められています。所得計算の方法は、例えば不動産所得は総収入金額から必要経費を差し引いて算出し、給与所得は収入金額（源泉徴収される前の金額）から給与所得控除額を差し引いて算出します。

これらの所得は、対象となる全ての所得を合計してその合計金額に課税する「総合課税」と、

他の所得と合算せず個別に税額を算出する「分離課税（申告分離・源泉分離の2種類）」により構成されています。所得を種別別に整理したのが下記の【図解】です。

【図解】のとおり、「合計所得金額」とは、不動産所得や事業所得、給与所得、雑所得などの総合課税の所得金額※と、土地建物の譲渡所得などの分離課税の所得金額（上場株式等に係る配当所得等と譲渡所得※及び山林所得※、退職所得※）を合計した金額です。

【図解】所得の種別別整理と合計所得金額との関係



※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除く

※2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損失通算及び繰越控除可能

※3 総合課税を選択可能なものもある

なお、土地建物の譲渡所得など特別控除が適用される分離課税の所得は、特別控除適用前の金額を合計所得金額に算入します。また、源泉徴収を選択し申告しないこととした特定口座内の上場株式等の譲渡所得金額等は、合計所得金額に含まれません。

合計所得金額を用いて 適用が判定される諸控除等

(1) 住宅借入金等特別控除

この控除を適用するためには、適用年分のその個人の合計所得金額が、原則として2千万円以下（令和4年1月1日以降）でなければなりません。

(2) 配偶者控除・配偶者特別控除（令和7年分）

控除を受ける納税者本人の年間の合計所得金額が、1千万円以下でなければなりません。

また、控除対象とする配偶者の年間の合計所得金額が、配偶者控除は58万円以下、配偶者特別控除は58万円超133万円以下でなければなりません。

(3) 所得税に係るその他の控除

次の各控除も、合計所得金額が適用の判定基準に用いられています。

ひとり親控除：納税者の年間合計所得金額が500万円以下かつ年間合計所得金額58万円以下の子を有する

寡婦控除：納税者の年間合計所得金額が500万円以下

扶養控除：適用対象の親族が16歳以上かつ年間合計所得金額が58万円以下

特定親族特別控除：適用対象の親族が19歳以上23歳未満かつ年間合計所得金額が58万円超123万円以下

(4) 贈与税の非課税措置

合計所得金額は、贈与税の非課税措置の適用にも影響があります。例えば次の措置などです。

判定基準に用いられています。
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置：贈与を受けた年の受贈者の年間合計所得金額が2千万円以下

結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置：贈与を受けた年分の前年の受贈者の合計所得金額が1千万円以下

(5) 住民税に係る合計所得金額の適用

合計所得金額は、所得税と同様、各控除の適用判定に用いられるほか、均等割の非課税限度額の判定にも用いられています。

合計所得金額の算出上 特に注意すべき所得

(1) 土地や建物の譲渡所得金額

土地建物を売却したときの譲渡所得については、「マイホームを売った場合の3千万円の特別控除」、「被相続人が居住していた空き家を売った場合の3千万円の特別控除」などが適用できる場合があります。

ただし、これらを適用して課税対象となる金額が0円となっても、合計所得金額に算入されるのは特別控除適用前の譲渡所得の金額です。そのため、扶養控除などを適用する際は、合計所得金額が判定基準となる金額を超えていないか注意する必要があります。

(2) 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得金額等

源泉徴収を選択し申告しないこととした特定口座内の上場株式等の譲渡所得金額等は、合計所得金額に含まれませんが、同一口座内の取引を申告した場合に、それらの所得の金額が合計所得金額に加算されます。

申告不要の源泉徴収口座内での取引をあえて申告することは、損益通算や過去の繰越損失を利用して徴収済みの所得税の還付を受けられるメリットがある反面、申告する必要のない所得金額が合計所得金額に加算されることになり、他の税務上の判定に思わぬデメリットをもたらす可能性があります。

まとめ

所得税法では、損益通算や損失の繰越控除の適用があり、所得計算を含めてこれらの適用は極めて複雑です。合計所得金額を正しく把握することは税務上、重要な要素となります。

【参考資料】
国税庁
専門用語集
(合計所得金額)



税金クイズ

「大化の改新」により整備された税のしくみは、租（そ）庸（よう）と、もう一つは次のうちどれでしょうか？

- ① 錢（せん）
- ② 調（ちょう）
- ③ 消（しょう）

【解説】

飛鳥時代は仏教伝来に伴い様々な文化や政策が日本に伝わり、日本も律令国家を目指して政策を推し進めた時代でした。大化の改新（645年）では、公地公民（土地や人民を国家のものとする）など、新しい政治の方針が示されました。701年に完成した大宝律令では、租・庸・調という税をかけるしくみや、雑徭（ぞうよう）や兵役といった労役の制度ができました。大宝律令の律とは現在の刑法のこと、令とは行政

法や民法などで税金の制度も含まれます。租は農民に課税され、収穫高の3%を稲で納めました。庸は都での労働（年間10日間）、又は布を納める税、調は布や絹などの諸国の特産物を納める税だったようです。また、雑徭は1年に60日以内、地方の役人の命令で働くこと、兵役では成人男子が徴発され、都や九州の守りにつきました。

奈良時代になると、平城京の庶民については、完成していない都の工事や寺院の建設などの雇役（こえき）に使われることが多かったため、庸はすべて免除、調は2分の1が免除となりました。その後、奈良時代中期には墾田永年私財法が制定され、土地の私有化へと展開していきます。この時代は大きな寺社や貴族の荘園が各地にでき、農民は荘園領主（土地を所有する地方の豪族）に年貢や公事（糸・布・炭・野菜などの手工業製品や採取物）、夫役（労働で納める税）などを納めました。

——— 正解は、②調（ちょう）でした。

（出典：国税庁ホームページ）

KEY WORD

学校や塾等の授業料に消費税はかかる？

子供が通っている学校や塾に支払う授業料や月謝に、消費税はかかっているのでしょうか。学校教育法に規定する小中高等学校（私立でも公立でも）、特別支援学校、大学、専修学校及び各種学校等の授業料、入学検定料は非課税となります。

しかし、学習塾、英会話教室、自動車教習所、各種のカルチャースクール、けいこごと塾（茶道、ピアノ、剣道、水泳等）は、一般的には学校教育法上の各種学校とはなっていないことから、その塾等の入学金、授業料等は課税の対象となります。これらの塾等であっても、学校教育法第134条第1項の各種学校に該当し、年間の授業時間数等、一定の要件を満たすものに係る入学金、授業料等は非課税となります。

なお、幼稚園は学校教育法第1条に規定する学校に該当し、幼稚園に払う授業料、入園検定料には消費税は課されません。

相続税 未納の固定資産税・住民税

花子さんは、今年3月、夫（被相続人）の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。6月になって、夫の名前で本年分の固定資産税と住民税の納税通知書が送付されてきましたが、これは相続税の計算でどうしたらよいのでしょうか。

被相続人の固定資産税と住民税の納税義務は今年1月1日に既に成立しているため、相続開始の日（花子さんの死亡の日）に納税通知書が送付されていなくても、その固定資産税や住民税は債務控除の対象となる債務に該当します。準確定申告で納付することとなる所得税も同様です。

なお、相続人（花子さん）の責めに帰すべき事由により納付することとなった延滞税、利子税や加算税については、債務控除の対象とはなりません。